



集团的消費者被害回復訴訟制度の概要

平成 25 年 12 月、「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下、「消費者裁判手続特例法」といいます。）が成立し、同法律は政令が定める日（平成 28 年内）に施行されることになっています。

消費者裁判手続特例法は、その名称のとおり、通常の民事訴訟手続の特例に位置付けられる制度を創設するものであり、いわゆる手続法と呼ばれる領域に属するものです。そのため、民法や商法等の実体法に比べると馴染みにくい分野ではありますが、消費者と関わるビジネスをしている事業者にとっては無視することができない内容となっています。

今回は、この消費者裁判手続特例法の概要について解説をします。

第 1 消費者裁判手続特例法制定の経緯

1 消費者被害の特殊性

消費者契約とは、広く「消費者と事業者との間で締結される契約」のことを言いますが、消費者契約においては、事業者と消費者との間の情報の非対称性や専門的知識や交渉力・経済力の差からくるトラブルが数多くあります。このような消費者契約にまつわるトラブルを消費者事件と呼ぶことがあります。

例えば、エステのサービスを受けるという消費者契約において、事業者側が提供する薬剤が契約の内容とされている成分を含有していなかったために、想定していたサービスの提供が受けられなかったという事案などは、典型的な消費者事件といえます。この例であれば、消費者は、当該エステ業者に対して、サービスの対価として支払った代金相当額に関して、債務不履行に基づく損害賠償請求をすることができる場合が多いでしょう。また、この例で言えば、エステ業者との間で同じような契約を締結し、同様の被害にあっている方が多数存在することも想定されます。

しかし、このような場合、消費者個人の損害額は通常は大きなものではなく、実際に費用と時間をかけて訴訟を提起してまで回収するというのは面倒であり、現実的ではないと考えるかもしれません。代金の回収ができればよいが、訴訟まではしたくないということで、泣き寝入りをする場合も多いと考えられます。

このように、消費者事件には、類似の被害事件が多数あるものの、一件ずつの被害額は必ずしも大きくないという特徴があります。

2 これまでの消費者訴訟

日本の民事訴訟制度の下では、当事者（原告）は自己の権利のみを行使することができ、その訴訟の判決は当事者間でしか効力を有さないのが原則です。

これまでも消費者事件において、集団訴訟の形で訴訟が提起されることが多々ありましたが、その実体は、各消費者（被害者）の方々が、各人の権利の救済をしてもらうために集まって、同じ弁護士に委任をして、集団的に訴訟をするというものに過ぎません。同じ消費者被害にあった人がいたとしても、当該集団訴訟に一人の原告として参加していなければ、消費者勝訴の判決が出たとしてもその効力は一切及ばず、法的には勝訴判決の恩恵を受けることができませんでした。

要するに、「集団」訴訟といっても、自らの意思に基づいて集まった個々人が集団となって提起した訴訟、ということとどまり、「個」を離れての訴訟というものはありませんでした。

3 消費者裁判手続特例法の制定

消費者事件においては、自分が被害にあっていることや返還請求ができることを知らない場合も想定されますが、そのような場合は、上記の「集団」訴訟に参加することすらできません。また、知っていたとしても、自ら費用を負担して、勝てるかどうか必ずしも明らかではない訴訟に原告として参加することに躊躇することもあるでしょう。

このように、消費者事件が増加する傾向にあるにもかかわらず、従前の民事訴訟制度の下では、消費者被害の回復には不十分であると指摘されるようになりました。

平成 21 年以降、消費者庁を中心として、このような消費者事件における消費者の被害回復を図るために、消費者の集団的訴訟の制度化が検討され、冒頭で述べたとおり、平成 25 年 12 月に消費者裁判手続特例法が成立したというわけです。

第2 集団的消費者被害回復訴訟の骨子

1 はじめに

大きな特徴は、二段階の訴訟制度を採用しているという点です。

二段階の訴訟制度のうち、一段階目の訴訟は、各消費者個人の意思とは切り離された、「特定適格消費者団体」が原告となって、事業者を相手として提起する訴訟です。この訴訟では、原告である特定適格消費者団体が、複数の消費者に共通するであろう消費者事件に関して、事業者がおよそ一般的・抽象的に金銭の支払義務を負うかどうかの確認を求めることとなります（「共通義務確認の訴え」、消費者裁判手続特例法 2 条 4 項）。

二段階目の訴訟は、特定適格消費者団体が（一段階目の）共通義務確認の訴えに勝訴し、当該事案において一般的・抽象的に事業者が消費者に対して金銭の支払義務を負うことが

確定した後、個々の消費者が参加して、事業者が各消費者に対して負う個別の支払義務の内容を迅速に確定していく手続です（対象債権の確定手続）。

簡単に言うと、①まずは、各消費者個人とは離れた特定適格消費者団体が、特定の消費者事件について、およそ一般的・抽象的に事業者に責任が認められるべきかどうかを確認する訴訟を提起し（一段階目：共通義務確認の訴え）、これを認める判決が確定したときに、②各消費者個人が、自身の具体的な請求権の内容を確定するために参加する手続（二段階目：対象債権の確定手続）に進み、各消費者の個別の権利が簡易かつ速やかに確定することになります。

以下では、この二段階の各手続について、簡単に説明をします。重要なのは、共通義務確認の訴えとして、どのような消費者事件が対象となるかどうかです（2・(2) (3)）。

2 一段階目：共通義務確認の訴え

(1) 当事者

一段階目の共通義務確認の訴えを提起して原告となることができる者は、上記のとおり、「特定適格消費者団体」です。特定適格消費者団体とは、この集団的消費者被害回復訴訟を進行するのにふさわしい法人であるとして、内閣総理大臣の認定を受けた団体をいいます（消費者裁判手続特例法 2 条 10 号）。同団体は、その公益性に鑑みて、行政から様々な監督を受けることになります。

重要なことは、特定適格消費者団体が、消費者から個別に委任・授権を受けずに、原告として訴訟提起をすることができる点です。

他方、共通義務確認の訴えの被告となるのは、消費者契約に関する事業者ということになります。

(2) 訴訟要件

訴訟要件とは、共通義務確認の訴えを適法に提起するための要件であり、これを欠く場合には、共通義務確認の訴えは判決で却下されることになります。この訴訟において特徴的な訴訟要件は、大きく分けて以下ア～ウとおり 3 つあります。

ア 多数性

当該消費者事件が、「相当多数の消費者に生じた」原因に基づくものであることが必要とされます（消費者裁判手続特例法 2 条 4 号）。

この多数性の要件は、本制度が、ある程度多数の消費者が被害を受けている消費者事件を想定した手続であることから要求されるものですが、立法担当者の解説によると、数十人程度であれば本制度の対象となるものとされています。

イ 共通性

次に、当該消費者事件が、相当多数の「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」に基づくものであることが必要とされます（消費者裁判手続特例法 2 条 4 号）。

個々の消費者の事業者に対する請求を基礎付ける主要な事実関係が共通であり、かつ、その基本的な法的根拠も共通であることを意味しますが、例えば、事業者が多数の消費者との間で締結する契約で使用している約款の条項が無効であることを理由とする、不当利得返還義務の確認のような場合があります。この場合、事業者・消費者間で約款を使用して契約をしているという事実関係が共通で、また、事業者が負うべき義務は、不当利得という共通した法律上の原因に基づくからです。

ウ 支配性

さらに、共通義務確認の訴えに係る請求が仮に認められたとしても、その後予定されている、各消費者個人の対象債権を確定するという二段階目の手続において、対象債権の存否や内容を迅速に判断することが困難と認められる場合、共通義務確認の訴えは却下されることとなります（消費者裁判手続特例法 3 条 4 項）。

例えば、ある商品の不具合が瑕疵に当たることが確認されたとしても、各消費者が実際に購入した商品に当該不具合があるかどうかの認定判断が困難な場合、簡易な対象債権の確定手続により個別の権利を確定することは適切ではないので、このような場合には、そもそも共通義務確認の訴えに適さない（最初から個別に審理すべき）ということになります。

(3) 対象事件

ア 集団的消費者被害回復訴訟の対象となる事件は、「消費者契約に関する」以下①乃至④の請求に限られます（消費者裁判手続特例法 3 条 1 項 1 号乃至 5 号）。各号の下に例として記載しているものは、消費者庁が「消費者裁判手続特例法 Q&A」において典型例として挙げているものです。

①契約上の債務の履行の請求

例) ・ゴルフ会員権の預かり金の返還請求に関する事案

②不当利得に係る請求

例) ・学納金返還請求に関する事案

- ・語学学校の受講契約を解約した際の清算に関する事案
- ・布団のモニター商法の事案

③契約上の債務の不履行による損害賠償、瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求

例) ・マンションの耐震基準に関する事案



④不法行為に基づく損害賠償の請求

例)・未公開株取引の事案

・金地金の現物まがい商法の事案

イ 対象とならない損害の概念

さらに、消費者裁判手続特例法 3 条 2 項は、損害賠償請求（上記③及び④）であっても、次に述べる損害は対象外、つまりこれらに関する損害賠償義務の確認を求める訴えは不適法であることを定めます。

まず、損害は、財産的損害に限られており、精神的苦痛に関する損害（慰謝料）、生命・身体を侵害されたことによる損害は含まれません（消費者裁判手続特例法 3 条 2 項 5 号及び 6 号）。

例えば、個人情報流出事案においては、個人情報の流出による精神的苦痛を伴ったことで、不法行為に基づき慰謝料の請求ができますが（精神的苦痛以外の損害は原則としてありません）、このような損害賠償請求は、本制度の対象とはなりません。また、食品に有害物質が含まれていて、体調を壊したというような場合であっても、この損害は、身体の健全性を侵害されたことによる損害ですので、これも同様に本制度の対象とはなりません。

次に、拡大損害は含まれません（消費者裁判手続特例法 3 条 2 項 1 号及び 3 号）。例えば、ストーブを買ったけれども、欠陥があり、これに起因してストーブが出火し自宅が全焼したような場合であっても、本制度の対象となる損害賠償の範囲はあくまで、「ストーブ」の購入代金を限度とするものであり、そこから拡大して自宅が全焼したことに関する損害までは及びません。要するに、本制度の対象となる損害には、「消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害」が含まれません（消費者裁判手続特例法 3 条 2 項 1 号）。

さらに、逸失利益も含まれません（消費者裁判手続特例法 3 条 2 項 2 号及び 4 号）。例えば、転売をする目的で商品を買ったが、これに制度的な欠陥があり、転売できなかったという場合であっても、本制度の対象となるのはあくまで製品購入代金を限度とするものであり、欠陥がなければ得られたであろう転売利益は含まれません。

3 二段階目：対象債権の確定手続

(1) 二段階目の手続は何のためにあるか

一段階目の共通義務確認の訴訟において、特定適格消費者団体が勝訴する判決が確定した場合、この判決では、「特定の消費者事件において、事業者が消費者一般に対して責任を負うこと」が抽象的に確定することになります。ここでは、各消費者の個性は排除され、

特定の消費者事件における一般的・抽象的な法的判断がなされるのみです。共通義務確認の訴えにおいて、特定適格消費者団体が勝訴した判決が確定しただけの段階では、各消費者は、何ら自己の権利が具体的に確定されたことにはなりませんので、ここから、個々の消費者の具体的な権利関係を確定する手続が必要になります。

(2) 対象債権の確定手続概要

ア 債権届出

共通義務確認の訴えにおける特定適格消費者団体の勝訴判決が確定した後、特定適格消費者団体は、事業者を相手として「簡易確定手続」の申立てを行い、これを受理した裁判所が、「簡易確定手続開始決定」をします（消費者裁判手続特例法 19 条）。

簡易確定手続開始決定がなされた場合、特定適格消費者団体は、事業者の協力も得つつ、当該消費者事件に関する「知っている対象消費者」に対して、この後の手続の概要や事案の内容、一段階目の共通義務確認訴訟の判決内容等を通知し、手続への参加を促します。

これを受けて、手続に参加しようとする対象債権者は、特定適格消費者団体に対して授權（委任）をし、授權された特定適格消費者団体が当該消費者の対象債権について債権届出を行います（消費者裁判手続特例法 30 条、31 条）。

イ 債権認否

債権届出を受けて、事業者は、当該債権を認めるかどうかの判断をし、全部認めるという場合には、これにより対象債権は確定し、当該消費者は、給付請求を認める確定判決を取得したのと同様の効果を得ることになります（消費者裁判手続特例法 42 条 3 項及び 5 項）。

ウ 簡易確定決定及び異議

他方、事業者がこれを認めない場合には、債権届出をした特定適格消費者団体は、これを争うことができ、その場合には、裁判所が簡易な手続により、対象債権の内容を確定します（簡易確定決定、消費者裁判手続特例法 44 条）。

さらに、この決定に異議がある当事者は、裁判所に対して異議の申出をすることができ（消費者裁判手続特例法 46 条）、この場合には、特定適格消費者団体を原告とする訴訟が提起されたものとみなされ、当該消費者の対象債権については、最終的には訴訟手続において確定されることになります（消費者裁判手続特例法 52 条）。

第3 最後に

第2の2（3）で述べたとおり、本制度は、生命・身体に生じた損害や精神的苦痛、消費者契約の目的物以外に発生した損害（拡大損害）等の賠償に関する消費者事件を対象と

するものではありません。

あくまで、消費者契約に関して、一定の範囲の画一的な財産的損害を回復するための制度です。

米国においては、「クラス・アクション」と呼ばれる集団訴訟制度がありますが、これには本制度のような事件の制限がなく、また、懲罰的損害賠償制度とも相俟って、事業者にとっては重大な脅威となっています。他方、今回導入される本制度は、米国のクラス・アクションとは大きく異なり、想定されていたものよりも、事案の類型や対象となる事件について大幅な限定がなされているという印象があります。

しかしながら、これまでの制度の下では、各人の被害金額が僅少であるため訴訟提起に至る可能性が低かった事案であっても、今後は、特定適格消費者団体による訴訟提起がなされる可能性があります。そして、これに敗訴した場合には、同種事案の消費者に対して事件が周知され、かつ、各消費者が対象債権の確定手続に参加することは極めて容易であるため、これまで潜在的であった被害者が一気に顕在化し、賠償額が大きなものとなる可能性があります。本制度が施行された後の具体的な事案を注視していく必要があります。

(執筆者 弁護士 上野 尚文)